

令和 8 年 3 月 26 日

古賀市議会
議長 渡 孝二 様

総務常任委員会
委員長 平木 尚子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、会議規則第 143 条第 1 項の規定により報告します。

記

8 年請願 1 非核三原則の堅持と核兵器廃絶を求める意見書提出に関する請願

紹介議員からは、本請願が新たな政治的主張を行うものではなく、本市がこれまで積み重ねてきた平和行政の一貫性を守るためのものであること。また、近年の国政において、非核三原則を揺るがす動きが見られる中、自治体として、従来立場を確認することは自然な対応であるとの趣旨説明がなされた。

【審査内容】

審査において明らかになった主な事項は次のとおり

1. 委員からは、請願の理由書に記された「市による署名活動の実績」や「国政での議論の現状」について、事実関係に基づいた質疑が行われ、慎重な記述を求める意見が出された。
2. 委員から、意見書案に盛り込まれた「核兵器禁止条約の署名・批准に向けた具体的検討」については、「核兵器廃絶という目的には賛成するが、条約の批准が直ちに廃絶につながるかについては慎重な議論が必要ではないか」との指摘や、国の現在の立場との整合性を問う質疑があり、紹介議員からは、市ホームページにも平和の取組が記載されており、事実と齟齬はないこと。また、唯一の戦争被爆国として、核保有国と非保有国の間で具体的な検討を促すことこそが重要であるとの答弁があった。

【討論】

賛成討論として、国に対して、非核 3 原則の堅持と核兵器禁止条約の批准を求めることは、世界唯一の被爆国の国民として意思表示することは重要な行動であると考え、賛成との発言があった。

【審査結果】

委員会は、採決の結果、賛成多数で採択とすべきものと決定した。